



ねこの手 Vol. 207 5月号

2020年5月1日発行

発行 行政書士近藤法務コンサルタント事務所

許可申請あれこれ(1)

例年なら行楽ムードで楽しいはずのゴールデンウィークも、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「緊急事態宣言」により、おうちで過ごすことになりそうですね。

私もこのお休みは、断捨離や模様替え、読もうと思いつながら読めなかった本を読んだり、家族とマスクを作ったりと、できるだけおうち時間を有意義に過ごしたいと思っています。さて今回は、「トラクタにも特殊車両通行許可が必要!？」というお話です。

◎トラクタにも特殊車両通行許可が必要!?

このほど、国土交通省が農耕トラクタにかかわる道路運送車両法の運用を見直し、必要な対応をすれば、農耕トラクタに直接装着するタイプの作業機を装着したまま公道を走れるようになりました。また、けん引タイプの作業機も一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置づけられ、公道を走れるようになりました。このけん引タイプの作業機は、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として農耕トラクタとは別の自動車として扱われることとなります。では、この規制緩和で何が必要になるのでしょうか? 農耕トラクタ・作業機のサイズによっては、「大型特殊免許」、「けん引免許」、「特殊車両通行許可」が必要になる場合があるのです。

「特殊車両通行許可」は、全幅 2.5m を超える農耕トラクタなどが公道を通行する場合、その通行する道路の道路管理者(国道: 地方整備局、都道府県道: 各都道府県、市町村道: 各市町村)に申請し許可をもらいます。

まだ規制緩和されてから日が浅いため、農耕トラクタの特殊車両通行許可は事例が少なく、すでに導入されているシステムを使ったオンライン申請なのか、紙ベースでの申請なのか、必要な書類は何か、道路管理者自身が協議中のところもあります。そのため、どこまでの申請書類を求められるかは、今現在道路管理者によってまちまちの状況です。例えば、経路図といって、交差点番号を拾い上げ通行経路を作成する書類や、最小回転半径など詳しい数値を記載する車両諸元などを求められることもあります。

農耕トラクタの特殊車両通行許可に限っていえば、市道のみ、町道のみを通行する場合など1週間ほどで許可ができる場合もありますが、県道と市道を通行する場合は市と県が協議するので、許可が下りるまで1か月ほどかかるケースもあります。

農家の皆様はそろそろ農繁期を迎える時期ですので、特殊車両通行許可を取らなければならぬケースに当てはまるかどうか、今一度ご確認されることをお勧めします。もし当事務所にご相談頂く場合は、お早めにご相談ください。

最後に。多くの農耕トラクタの運転には大型特殊免許が必要で、もし、普通免許だけで運転していた場合、無免許運転となり、免許取り消しとなりますのでご注意ください。

また新しい情報がいりましたら、来月以降お知らせしたいと思います。(河本幸江)

行政相談コーナー 新型コロナ感染拡大による定例 相談中止

新型コロナウイルスの感染拡大によって、各所で予定されていました、定例（巡回）相談所は当面、中止といたします。また、4月、5月の会議（理事会・総会）は中止、6月末までの行政懇談会、出前教室等の行事も原則中止または延期となりました。みなさまには、生活上、工作上、かなりの不自由を感じられていることと思いますが、自分だけは感染せまいという気持ちで乗り切りましょう。また、今までの制度、考え方を根本的に考えないといけない時期です。行政の制度等で不合理、複雑なもので省略可できると思われる事柄があればご相談ください。

なお、当事務所では、引き続き行政相談は受け付けております。ただし、感染予防のため、電話又はFAX相談のみとさせていただきます、対面の相談はお控えください。よろしくお願いいたします。

電話番号(0868)26-1192 FAX(0868)32-9292

行政書士コーナー 行政手続法を再確認しましょう

私達国民は、行政に対して数々の手続きをしなければなりません。現況届、住民票の異動の届出、各種許可申請、その多くは、行政の窓口において、対面にて本人確認や書類の審査を行ったりしていますが、この感染症の拡大によりそれもままならない状況になってきています。いま、多くの手続きで郵送又はオンラインでの方向に変わってきています。ここで、今一度、行政に対する手続きについて、行政手続法で「申請」「届出」について再確認しておきましょう。「申請」と「届出」の違いですが、「申請」とは、行政庁になんらかの行為（許認可等の処分）を求めるもの。「届出」とは、一定の事柄を公の機関に知らせることによって法令により直接にその通知が義務付けられているもののことです。では、この届出、いつ、その義務が履行されたことになるのでしょうか？それは、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていること等届出の形式上の要件に適合している場合は、提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続き上の義務が履行されたこととなります。つまり、郵送の場合は、行政庁の事務所に配達された段階で届け出たこととなります。次に、「申請」はどうでしょうか？同様に、申請が提出先とされている機関の事務所に到達したときに申請をしたことになり、行政庁は、遅滞なく申請の審査を開始しなければならないとされています。形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないとされています。不備があるからといって、申請の不受理やいわゆる「たなざらし」を行うことはできません。

ねこの散歩

名城のたび（47）～岸和田城跡



岸和田城跡（岸和田市） 八陣の庭（下）



築城者、築城年代は不明ですが、永禄年間に松浦氏、中村氏などが整備していきました。岸和田城は羽柴時代、紀州根来寺や雑賀衆への抑えとしての機能を果たしました。その後寛永17年（1640）、岡部氏が城を完成し、その後岡部氏の時代で明治維新を迎えました。天守や櫓は昭和期の復元。百閒堀といわれる城下と城とを隔てた堀も埋め立てられ現在は、160m程度が残っています。その縄張りは、変則多角形の本丸は水堀に囲まれ、二の丸、コの字型の二の曲輪、その周りを三の曲輪、さらに外曲輪と二重三重に本丸を取り囲む輪郭式の構造となっています。紀州街道と大阪湾の水上交通の要にある重要な城であったことがうかがわれます。また、その庭園は、八陣の庭といわれ、諸葛孔明の八陣法を表現したもので、現代庭園の巨匠重森三玲（現岡山県吉備中央町出身）の作で、国指定名勝となっています。

ねこのひげ

津山ボーイズ大会初の延期

5月3日、4日に津山球場を中心に開催予定の第18回津山ボーイズ大会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむなく延期とさせていただきます。スタッフ、保護者、選手は、この大会の開催の準備を年明けから行ってきて、その開催を心待ちにしておりましたが、やむを得ない決断となりました。野球だけでなく多くの行事が中止・延期とされていますが、今シーズンは、まだ、1試合も公式戦ができておらず、子どもたちもつらい思いをしております。大会自体は中止の扱いですが、いずれ、コロナが終息したとき、何らかの代替の大会を開催したく「延期」とあえて表現させていただきます。ご協賛いただいたみなさまには大変心苦しいお願いではありますが、そこのところをご理解いただき、これからも温かく見守っていただきたいと思います。

ねこのみみ

持続化給付金に関するお知らせ

1. 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額は、法人200万円、個人事業者は100万円です。ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

2. 給付対象要件

- ① 感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比50%以上減少
- ② 2019年以前から事業による事業収入があり、今後も継続する意思があると。(ただし、特例あり)
- ③ 法人の場合は、資本金10億円未満又は資本金の定めがない場合は、常時使用人数2000人以下であること。

上記を満たす事業者は、業種を問わず、幅広く対象となります。ただし、一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません。

詳細は、中小企業金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9時～19時) まで。

広告

ハピネスカラーマットで楽しむ

山の幸染めにチャレンジ



- 昇華性染料だから、繊維の奥深く染まり洗濯や摩擦では色落ちしません！
- 庭先や外出先で見つけた花や葉っぱをカラーマットでアイロンプリントしてオリジナルのハンカチやスカーフを作ってみませんか！詳しくは電話でお問合せください。

「ねこの手」に関するお問い合わせ、行政相談、各種相談については、こちらまで。

お問い合わせ先

スマイル工房 (津山市高野山西 852-1)
インストラクター：近藤 千栄子
TEL: 0868-26-2416
携帯：090-8241-7836

行政書士 近藤法務コンサルタント事務所 行政書士 近藤雅文 行政書士 河本幸江
岡山県津山市高野山西855-9 TEL (0868) 26-1192
<http://www5e.biglobe.ne.jp/~nekohan/>